松本市公民館の概要
＆
公民館を取り巻く動き

松本市生涯学習課・中央公民館

Ⅰ　松本市の公民館＜概要＞

■松本市の概要

項　目	平成２４年	平成２３年
人　口 (4/1 現在)	243,357 人 男 119,312 人　女 124,045 人	242,950 人 男 119,032 人　女 124,918 人
世帯数 (4/1 現在)	100,000 世帯	99,115 世帯
面　積	978.77　平方キロメートル （東西 52.2km・南北 41.3km）	
標　高	592.21m	
高齢化率 (4/1 現在)	24.12%	23.70%
就業者 (2010 国調)	第 1 次産業　 6.0% 第 2 次産業　23.7% 第 3 次産業　70.3%	
自治組織 (4/1 現在)	地区（町会連合会）：35 地区 町会：493 町会 ※町会加入率　81.51%	地区（町会連合会）：35 地区 町会：493 町会 ※町会加入率　82.52%

■松本市の公民館の概要

(1) 市設置公民館＝３６館（施設と活動）　＊中央公民館 1・地区公民館 35

① 地区公民館⇒地区数（行政区域＝自治区域）35 地区すべてに設置

区分	区　域	数	基本単位	行政機関	職員体制（身分等、1 館当り職員数）
旧市	S29 合併前の 松本市	13	行政側の 区分け	出張所 なし	館長（非常勤特別職、1） 館長補佐（正規・主事業務、1） 事務補助（臨時職員 2 種、0.5×2） （※南部、第一地区、第三地区は主事 1、 館長補佐は併設施設の係長職が兼務）
新市	S29,S34,S47 に 合併した区域	15	旧村単位	支所 出張所	館長（非常勤特別職、1） 館長補佐（出張所長等兼務、1） 主事（正規、1）　※他出張所職員
	上記区域内の 新興住宅団地	2	住宅団地	出張所 なし	※旧市と同じ
合併 地区	H17,H22 に 合併した区域	5	旧町村 単位	支所	館長（非常勤特別職、1：＊波田地区は正規 1） 支所教育担当係長または係員 1～2 （※首長部局地域振興担当職員が補助執行）

② 中央公民館

➢対象地域を限定しない全市的事業を実施するほか､地区公民館の連絡調整を行う。

＜職員数＞

館長（正規・課長職）1、係長・主事等（正規）9、嘱託・臨時 8

③ 所管・位置づけ

➢中央公民館・地区公民館は、教育委員会の教育機関として位置づけられている

➢H19 の機構改革で社会教育課が廃止され、社会教育課の一部業務を中央公民館に移管。その際に生涯学習課・中央公民館となり、職員は兼務発令。（生涯学習課・中央公民館は、教育委員会事務局と教育機関が一体となった状況）

④ 24 年度当初予算

公民館費総額　376,250 千円（23 年度：381,520 千円）

＜内訳＞	単独学級講座事業費	22,020 千円	（22,900 千円）
	学校サポート事業費	3,430 千円	（3,500 千円）
	地域づくり懇談会事業費	260 千円	（220 千円）
	食育事業費	990 千円	（990 千円）
	地区再発見情報発信事業費	2,700 千円	（2,700 千円）
	館報作成事業費	18,360 千円	（18,430 千円）
	町内公民館振興事業費	14,990 千円	（15,070 千円）
	芸術文化事業費	5,100 千円	（5,100 千円）
	公民館管理運営費　ほか	308,400 千円	（312,610 千円）

※社会教育費　2,189,670 千円　　教育費　9,468,780 千円

⑤ 公民館運営審議会

➢松本市は 1 つの審議会（22 名）で中央公民館が事務局を担当

⑥ 公民館委員会

➢公民館事業運営等への住民参画を保障する制度で、各地区公民館に設置

➢松本市公民館条例施行規則に規定され、地区公民館長が委員を委嘱する

➢部門＝運営、館報、図書視聴覚、文化、体育

⑦ 公民館利用状況（H23 年度）

➢中央公民館　　総利用件数　6,444 件　総利用者数 104,997 人

➢地区公民館　　総利用件数 53,263 件　総利用者数 764,927 人

(2) 町内公民館（自治公民館）＝４７５館（組織）　＊自治会数は 493

① 町会（自治組織）に町内公民館が組織化

➢単位町会（または複数町会）に設置され、町会住民から拠出された経費で、町会住民から選出された役員により運営

② 「分館」の位置づけではなく、独立した自治公民館

③ 教育委員会からの財政的な援助

➢町内公民館振興業務委託料（町内公民館活動の補助的な経費）

➢町内公民館建設等補助金（新築、増改築、バリアフリー化、借家料等の補助）

■松本市公民館の主なあゆみ

年	おもな出来事
1946(S21)	・里山辺村公民館発足
1947(S22)	・松本市公会堂が松本市公民館として発足、近隣村部（のちの松本市各地区）にも相次いで公民館が発足（昭和 25 年まで）
1954(S29)	・近隣 13 村が松本市と合併、各村公民館は分館として位置づけられる （島内、中山、島立、新村、和田、神林、笹賀、芳川、寿、岡田、入山辺、里山辺、今井）
1959(S34)	・松本市公民館を中央公民館に改称、分館は地区公民館として再発足
1960(S35)	・内田地区が松本市と合併（内田公民館発足） ・松本市公民館報（全市版）発刊
1971(S46)	・公民館主事研修会が月 2 回の定例化
1973(S48)	・第一次基本計画（市内を 8 ブロックにわけ各 1 館のコミュニティセンター設置構想）
1974(S49)	・主事会で『松本市公民館実態白書』発刊 ・本郷村が松本市と合併、本郷公民館発足
1976(S51)	・松本市公民館制度研究委員会発足 ・新興住宅団地に寿台公民館が開館
1981(S56)	・公民館主事（社会教育主事有資格者）の専門職化 ・コミュニティセンター構想による芝沢公民館開館（新村・和田を分館へ）
1986(S61)	・第 3 次基本計画（コミセン構想廃止、公民館 22 館設置構想） 旧村単位の公民館の存続、市街地に中央と東西南北に 1 館ずつ計 22 館
1991(H 3)	・公運審「生涯学習時代における松本市公民館のあり方」中間答申
1994(H 6)	・松本市生涯学習基本計画策定
1995(H 7)	・第 6 次基本計画（29 地区 29 公民館設置構想） 市街地 5 館から、各地区ごと 1 館ずつ公民館を設置 ・地区福祉ひろばが順次全地区に設置
2000(H12)	・『松本市公民館活動史』発刊
2003(H15)	・松原が地区として独立（30 地区）
2005(H17)	・近隣 4 村（四賀・安曇・奈川・梓川）が松本市と合併
2006(H18)	・第 8 次基本計画（34 地区 34 公民館設置構想）
2007(H19)	・中央公民館が社会教育課と統合され、生涯学習課・中央公民館となる （地区公民館は中央公民館の管轄）
2008(H20)	・松本市地域づくり推進基本指針 ・四賀、安曇、梓川、奈川公民館業務が支所へ移管（教委へ補助執行）
2010(H22)	・波田が松本市と合併 ・第一地区、松原地区に地区公民館が新設（35 地区 36 公民館）

■松本市公民館の理念と特色

(1) 松本市公民館の理念

① 身近な地域で、
② 住民主体、行政は支援にこだわり、
③ 子育て、健康、環境、人権、福祉まで幅広い地域課題を、
④ 住民と職員の協同により、
⑤ 地域づくりに向けた学習と実践をめざす

(2) 松本市公民館の８つの特色

① 各公民館独立並列
② 公民館の地域配置
③ 町内公民館との連携
④ 職員体制～館長・主事専任、主事の専門職化
⑤ 職員研修機会の充実
⑥ 機関自立
⑦ 住民参加
⑧ 住民が主役、行政は支え

(3) 松本市公民館１０の到達点

① 公民館をはじめ学習と福祉の身近な地区施設の整備
➢地区配置の原則により公民館、福祉ひろば、地区体育館、児童館、図書館分館の施設も整備⇒身近な地域への生涯学習と福祉の施設整備は、松本ならではの「地区自治」を生み出し、「福祉と生涯学習は身近な地区自治で」を進めていく原点

② 身近な地区における草の根学習・文化・スポーツ活動
➢「最初に住民ありき」が松本らしさの伝統→教育機関として独自性確保
➢幅広い住民の活動～響き合う関係づくり→「学習参加型社会」の担い手づくり

③ 学習の中心である暮らしと地域を見つめる講座・事業
➢地域課題を住民とともに考え合う事業→地域づくりの学習・実践
➢地域づくりの学習が住民の自治能力や活力を育む（人権・平和・子育て・福祉・環境 etc）

④ 親睦から福祉まで町内公民館活動
➢町内公民館は町内住民のふれあい・学習・人づくり→もっとも身近な活動の拠点
➢地区公民館と町内公民館の上下関係なしの連携

⑤ 公運審や公民館専門委員会、事業の共催方式等住民参加制度
➢住民の直接参加として保障された制度

⑥ 専門職員の位置付けと配置、職員集団
➢公民館長と主事は専任（一部兼任あり）
➢専門職としての「公民館主事」発令（社会教育主事有資格者）
➢館長研修会と主事研修会の保障

⑦ 住民と職員の協働、異分野職員との連携
➢住民とともに歩む姿勢→住民と協働した事業の展開
➢地域関係団体との連携、地域づくり職員の連携、地域施設の連携

⑧ 人と団体と活動の交流・ネットワーク化の促進
➢それぞれの立場や活動を越えた連携と協同→「総合的な地域づくり」

⑨ 調査の実施、記録・資料の作成
➢住民の自主的な学習実践の把握→地域課題や今後の展開の足がかり

⑩ 地区福祉ひろば等公民館の学習から生まれた活動・行政への浸透
➢地区福祉ひろばなど公民館の学習実践がベース
➢市民と職員が共同討議する審議会、懇話会

Ⅱ　松本市の公民館を取り巻く昨今の状況等

■地区福祉ひろばの設置

(1) 「地区福祉ひろば」とは

地域福祉拠点として平成７年から各地区に設置されはじめた松本独自のもの。松本の公民館活動を基盤に創り上げられたため、福祉の公民館といわれている。

- ➢ 施設形態は、公民館併設・公民館隣接・単独に分かれる
- ➢ 職員は地区推薦のコーディネーター（臨時職員２種）が配置
- ➢ 所管は健康福祉部福祉計画課
- ➢ 地区住民で構成される「地区福祉ひろば事業推進協議会」が運営

(2) 地区福祉ひろばの５つの理念と６つの機能

＜理念＞
① 私たちの「福祉の拠点」…地域住民が主役
② 「福祉」を軸に地域を変えていく…自助・共助・公助の歯車を回す
③ いきいき人生の健康づくり…地域ぐるみの健康づくり
④ 学びのひろば…学習を取り入れながら地域づくり
⑤ 「福祉文化」を創造する…福祉を軸に住んでいるまちを見直す

＜機能＞
① ふれあい・交流　＝　お互いの顔がわかる関係に
② 相談　＝　不安や悩みの解消、専門機関との連携
③ 健康づくり　＝　寝たきり、閉じこもり予防、心身の健康増進
④ 福祉づくり　＝　支え合う地域へ
⑤ ボランティア支援　＝　地域での活動の掘り起こし、活動の環境づくり
⑥ 担い手づくり　＝　地域づくりのリーダー育成、地域福祉の啓発推進

(3) 地区福祉ひろばの主な事業等

ふれあい健康教室、介護者の集い、健康・福祉に関する学習会等、福祉施設等との交流、町会福祉の支援、ボランティア育成など

(4) 地域福祉計画

- ➢ 松本市では各地区ごとに「地区版地域福祉計画」を策定
- ➢ 地区福祉ひろば推進協議会、町会連合会、地区社協、地区公民館等が連携しあっての計画づくり

■地域づくり推進政策の動き

年度	政　策　等　の　動　き
H18	○松本市地域づくり推進懇話会（のち市民会議）発足 ➢松本市にふさわしい地域づくりの仕組み（都市内分権）の構築について検討 ○防災と福祉のまちづくり事業スタート ➢地域づくり支援体制を構築するための部局横断による事業（各地区で順次実施）

H19	○地域づくり推進市民会議で「松本市地域づくり推進のための指針」を松本市長に提出 ➢松本市が育んだ『分権型の自治』という仕組みを伸ばし、育むことが『松本らしさ』である ➢地域づくりを推進するための地域住民側の仕組み（住民自治）として、地区をまとめる「緩やかな協議体」を設ける ➢「緩やかな協議体」は、地域住民によって地域課題を掘り起こし、①解決に向けた地域の人材活用、②構成する各種団体の横断的つながり、③住民が自主的、主体的に参画する参加・対話型の場、として各地区の特性に応じて様々な形態を想定
H20	○「松本市地域づくり推進基本方針」が策定 ➢地域づくり推進モデル事業を、城北地区・安原地区・松原地区で実施
H22	○「松本市地域づくり推進行動計画」が策定 ➢緩やかな協議体の組織化 ➢地域振興（支所・出張所）・学習（公民館）・地域福祉（福祉ひろば）の３つの機能を充実させた支援体制づくり ➢地域づくり課（仮称）設置の検討（庁内組織及び業務の再編について関係各課で協議） ➢第９次基本計画、第６次行革大綱への反映 松本市地域づくり実行計画（仮称）の策定
H23	○市民環境部に地域づくり課が新設 ➢市民環境部市民生活課（支所出張所関連業務および市民協働担当）、政策課（地域づくり担当）を再編 ○「松本市地域づくり推進実行計画」

■地域づくり政策における公民館の課題点等（今後、公民館でどう考えるか）

① 地区の課題を集約し、支所出張所、地区公民館、福祉ひろばが横断的な連携をとり、地域課題解決型の「地域づくり支援センター（仮称)」の設置が検討されている
⇒組織的な一体性ではなく、各機関が独立しつつ相互に連携できるシステムを構築

② 支援センターのコーディネート役は支所出張所長、支所出張所のない地区においては公民館長補佐があたるという想定
⇒公民館専任の正規職員が実質減…職員体制をどのような形で充実するか
⇒支援センター的な機能は、地区公民館でも持ち合わせているものでは？
⇒支所出張所管内の公民館と支所出張所との関係（支援センターのコーディネートという役割をどうとらえるか)

③ 公民館と地区関係団体との関係は？
⇒従来から公民館と関わりの深い団体以外の団体との関係づくりをさらに充実
・社会教育的発想での関係性の構築
・教育委員会の教育機関としての意味
・公民館の任意性、学習の自由と学習権の保障
・民主的な地区運営

〈地域協同型「スーパー公民館」構想　⑦〉

４つの重点地域課題への挑戦

○　身近な地域で取り組まなければ解決が難しい課題

・上からの発想で地域に組織やシステムをつくっただけでは実質的に動かない
・住民どうしの顔が見える関係の中できめ細かい取り組みが必要

４つのＫ

①教育・文化	②健康福祉
③環境・暮らし	④経済・産業

○　課題別地域づくりプロジェクトチームの結成

・地域課題を解決するための、地域住民と関係各課職員の協同ネットワーク
・地区自治支援チームが参加し、公民館がプロジェクト全体をコーディネート
・あくまで地域の求めに応じて、福祉や環境等の課題テーマごとに設置（本庁各課の協力体制を構築する仕組みが重要）
・地域の実情や自治力を踏まえた計画から実践までを地域で担当、市は支援
・行政のタテワリ思考を廃した地域共同ネットワークの創造

【地域の課題を解決する地域プロジェクトチーム】

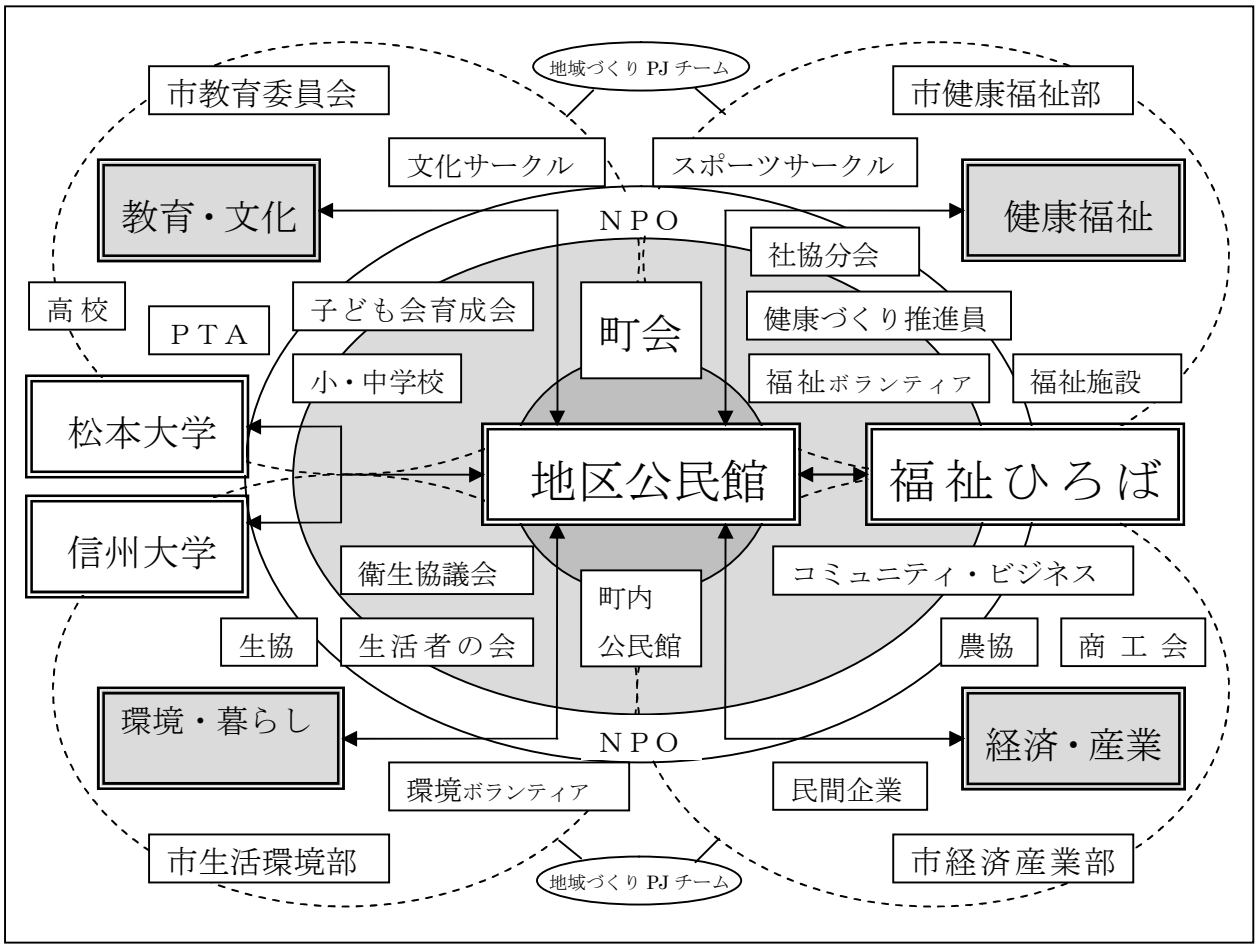

〈地域協同型「スーパー公民館構想」イメージ試案　⑧〉

課題別プロジェクトチームによる地域づくりイメージ

○　課題別地域づくりプロジェクトチームの実践

・自分たちの住む地域を自分たちで良くするために楽しく知恵と汗を出すこと
・地域の合意形成に向け、公民館の理念と手法を用いた学習参加型の地域づくりを推進

○　〔事例１〕「町会福祉」の推進と地区福祉計画作成のＰＪ

・身近な町会でのちょっとした支え合いの推進
・障害者に対する差別意識の解消と交流の拡大
・防災に対する意識と日頃の人間関係の構築
・具体的な内容を織り込んだ地域福祉計画の策定プロセスが学習
・地域でどこまで認め合い、どこまで許し合い、どこまで自分たちでやるか検討

○　〔事例２〕１万人程度の生ゴミ循環システムの導入ＰＪ

・住民のゴミに対する意識向上の学習、環境問題に取り組む住民の育成
・新しい生ゴミ循環処理施設の建設、稼動に対する地域の合意形成
・新処理施設を障害者や高齢者の福祉工場に位置付け雇用を拡大
・新処理施設で活動する地域ボランティアの育成

【健康福祉をテーマとする地域づくりプロジェクトチーム例】

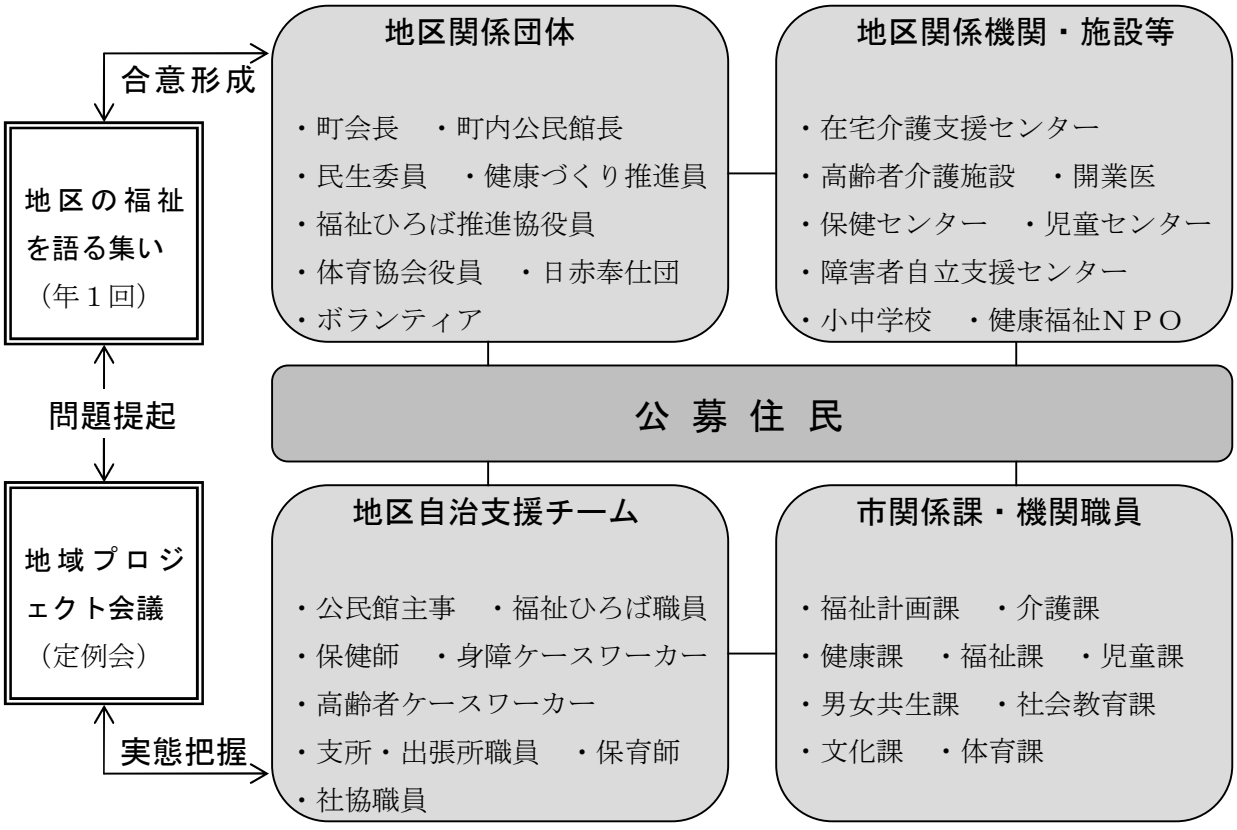

松本市の公民館、組織図

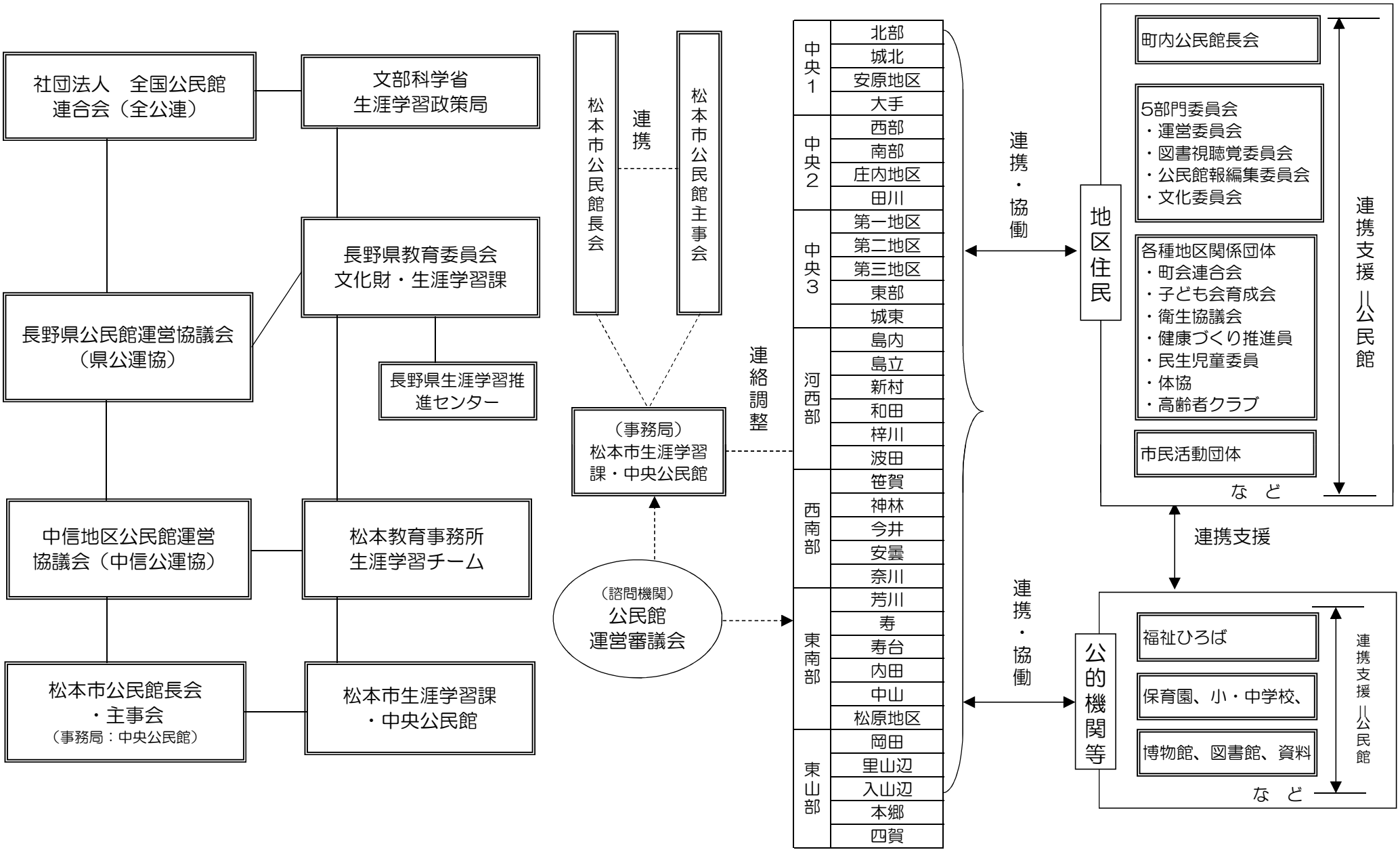
社団法人　全国公民館連合会（全公連）
文部科学省 生涯学習政策局
長野県教育委員会 文化財・生涯学習課
長野県生涯学習推進センター
長野県公民館運営協議会（県公運協）
中信地区公民館運営協議会（中信公運協）
松本教育事務所 生涯学習チーム
松本市公民館長会・主事会（事務局：中央公民館）
松本市生涯学習課・中央公民館
松本市公民館長会
連携
松本市公民館主事会
（事務局）松本市生涯学習課・中央公民館
連絡調整
（諮問機関）公民館運営審議会
中央1
北部
城北
安原地区
大手
中央2
西部
南部
庄内地区
田川
中央3
第一地区
第二地区
第三地区
東部
城東
河西部
島内
島立
新村
和田
梓川
波田
西南部
笹賀
神林
今井
安曇
奈川
東南部
芳川
寿
寿台
内田
中山
松原地区
東山部
岡田
里山辺
入山辺
本郷
四賀
連携・協働
地区住民
町内公民館長会
5部門委員会
・運営委員会
・図書視聴覚委員会
・公民館報編集委員会
・文化委員会
各種地区関係団体
・町会連合会
・子ども会育成会
・衛生協議会
・健康づくり推進員
・民生児童委員
・体協
・高齢者クラブ
市民活動団体
など
連携支援 ＝公民館
連携支援
連携・協働
公的機関等
福祉ひろば
保育園、小・中学校、
博物館、図書館、資料
など
連携支援 ＝公民館

〈資料〉

松本市公民館専門委員会の概要

1　公民館専門委員会制度

(1) 地区(日常生活圏域)を単位に、①運営、②館報、③体育、④図書・視聴覚、⑤文化の５部門の専門委員会を設置（市公民館条例）

(2) 委員は各地区の推薦を受け、各地区公民館長が委嘱（委員報酬あり）

(3) 各地区の特色を活かした活動を展開　※　地区や部門によって温度差あり

2　専門委員会のねらいと意義

(1) 公民館の運営や事業の企画・立案・実施に対して、直接住民が関わっていく活動

(2) 地域づくりを推進していくボランティア（自分を高め、地域をよくする）活動

(3) 身近な地域について学ぶ学習（地域づくりの担い手の育成）活動

(4) 自治意識の向上を図り、主体的に地域を考えていくリーダーの育成活動

3　具体的な活動内容

委員会名		活　動　内　容	委員報酬
運　　営		○　一年間の公民館事業活動の協議・企画・運営（地区内諸団体との事業日程等連絡調整を含む） ○　公民館内規の見直し ○　地区公民館費の予算・決算の承認 ○　館長の選任（推薦） ○　住民の公民館活動に対する声のまとめ	
館　　報		○　館報地区版の編集・発行（全市版２、地区版２ページの構成により、全市に 35 種類の館報がある） ○　館報編集のための学習会 ○　公民館だより、公民館ニュースの編集・発行 ○　県外等視察研修の実施 ○　館報の特集記事をテーマにした学習会等の開催	
体　　育		○　地区運動会の開催 ○　各種スポーツ大会の開催（○○対抗大会、親睦○○大会など） ○　地区体育指導者講習会の開催 ○　ニュースポーツの紹介、普及 ○　地区内各種競技団体の対抗戦等の運営(ナイターソフトボールリーグ戦など)	
図書・視聴覚	図書	○　図書だよりの発行 ○　公民館図書室の整理、飾り付け ○　他市町村の図書館視察 ○　読書普及活動（子ども向け人形劇、読み聞かせなど）	
	視聴覚	○　公民館事業のビデオ記録（ビデオ館報など） ○　地区の史跡や祭り等を題材にしたビデオ作品の制作 ○　各種催し物の音響担当 ○　映画会、ビデオ上映会の開催	
文　　化		○　地区文化祭や文化講演会の企画・運営 ○　地区や公民館のホームページの作成 ○　地区のサークル活動の振興 ○　地域の歴史講座、地域づくり講座等の企画・開催 ○　地区の歴史、文化等の掘り起こしと記録	

松本市町内公民館の概要

１　町内公民館とは

⑴ 町内の住民が自分たちで設置・運営する「自治公民館」

⑵ 住民が気軽に集い、語らい、交流する身近な地域の拠点(日常生活の一部)

⑶ 単なる集会所ではなく、地域住民のたまり場、学習の拠点、町会福祉の拠点

⑷ 町内を活性化し、暮らしの原点である足元の地域に住民自治と地域連帯の基盤を構築

⑸ 本市には、現在４６７の町内公民館の組織があります。

２　町内公民館の活動

交流活動	お茶飲み会、世代間交流、お楽しみ会
親睦活動	敬老会、新年会、親睦旅行
学習活動	人権、環境・町内美化、福祉・介護、防災、まちづくり
文化活動	文化祭、夏祭り、伝承行事、史跡めぐり、町内沿革史の発行
健康福祉活動	介護予防教室、健康教室、見守り安心ネットワーク
スポーツ活動	運動会、球技大会、マレットゴルフ大会、歩け歩け大会
広報活動	町内公民館報・公民館だよりの発行、ホームページの作成
団体・サークルへの支援活動	女性部会、青年会、子ども会育成会、高齢者クラブ、趣味のサークル

３　町内公民館と市の関係

⑴ 町内公民館と公民館とは上下関係のない対等な関係（求めに応じた相談対応・援助）

⑵ 町内公民館に対する市の支援（振興・支援施策は松本市独自のシステム）

ア　振興業務委託契約の締結（１館年額 30,000 円から 32,000 円）

イ　町内公民館施設整備の補助（新築 1,000 万円の 2/3、改築 1,000 万円の 1/2）

ウ　松本市町内公民館館長会の事務局（館長会が自主研修会を年４～５回実施）

エ　各地区公民館の現場支援（地区別の研修会、催し物の支援等）

オ　町内公民館の『てびき』・『実践集』の発行

４　町会と町内公民館の関係

⑴ 町会と町内公民館が一体となって「地域自治共同体」を構成

⑵ 町会と町内公民館の機能と性格

ア　町会：町内自治の統括機能

イ　町内公民館：町内の活性化機能

ウ　町会と町内公民館の機能・性格をうまく使い分けた町会運営

3 松本市公民館の組織

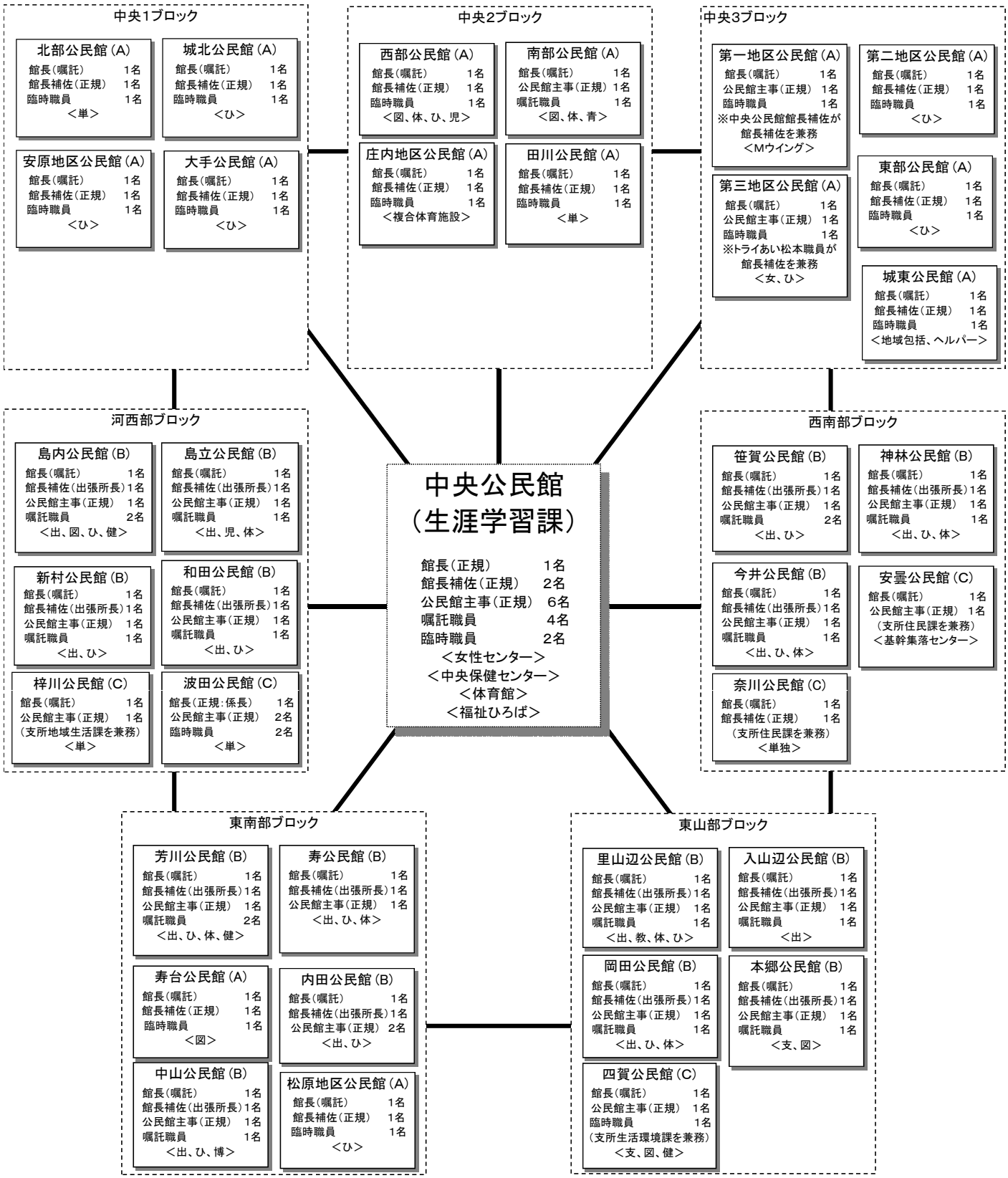

区域（位置づけ）

本庁管内	（A）
支所・出張所管内	（B）
合併地区	（C）

併設施設等

支所・出張所	支 or 出	教育文化センター	教
福祉ひろば	ひ	勤労青少年ホーム	青
体育施設	体	トライあい・松本	女
図書館	図	地域包括支援センター、保健福祉センター等	健
児童館・児童センター	児	公民館単独	単

松本市の「公民館条件整備」の道 ―まず住民の学習ありき―①

住民運動と社会教育の歴史の上に
45～（昭和20・30年代）

施設整備・職員体制の立ち遅れ
65～（昭和40年代）

住民がきずく松本市の公民館をめざして／大論争と研究
73～（昭和40年代後半～50年代）

着々と身近な社会教育施設整備
79～（昭和50年代中頃～60年代）

1946（昭和21）年7月
文部次官通牒（寺中構想）
□「公民館の設置運営について」

文化・教育遺産
■松本城（国宝）■開智学校（重文）■松本高等学校（県宝）

様々な住民運動の舞台
□団体結成…青年団、婦人会・婦人有権者同盟
□青年学校…神田塾（山本茂実）
□農民運動…本郷自由学園
□自主的学校…深志学園
□サークル…私の大学
□疎開文化人…松本読書会（宇野浩二）
□大学開放…民主主義科学協会・人民移動大学
□長野県農文協…農村青年叢書・農村青年通信講座（月間）
□読書会…図書館読書会（小笠原館長）、読書連絡会
□女性運動…婦人団体連絡協議会

1947（昭和22）年4月
松本市公民館発足
□松本市公会堂を「公民館」と改称

1954（昭和29）年
市町村合併（1市13村）
□各村公民館は**分館**の位置づけ
＊S35年1村、49年1村合併（**1市15村**）

1959（昭和34）年4月
地区公民館としての再発足
□松本市公民館を中央公民館と改称
□各分館（旧村公民館）は地区公民館として位置づく

1964（昭和39）年9月
地区公民館の現状報告
～第1回巡回懇談会～（社会教育課）
□出張所業務との兼務（人員不足）の問題化
□社会教育の重要性と主事研修の機会を要望

1971（昭和46）年4月
主事研修会の定例化（月2回）
□『住民の要求に応えられるような公民館の条件整備が行われているか』『主事の労働条件はどうか』等問題になりはじめる

1971（昭和46）年
＜第1次基本計画＞
―広域的・多目的―
コミュニティセンター構想
□2～4の公民館を統合し8つのコミュニティセンター建設

1971（昭和46）年8月
地区公民館主事の『専任化陳情』
館　長…非常勤嘱託館長
主　事…出張所兼務主事→公民館専任主事
□社会教育・一般行政に識見、経験を持ち、公民館活動に理解と情熱のある職員配置を希望
□社会教育主事有資格者または資格取得可能者の配置を希望

館長会
協力
館長補佐会

1972（昭和47）年4月
公民館主事の専任化

1975（昭和50）年7月
社会教育主事講習派遣
（庁内公募毎年2名）

主事会　1973（昭和48）年
住民要求に応えるには…**公民館の実態調査・分析・条件整備のあり方研究**

1976（昭和51）年
＜第2次基本計画＞
―松本市の公民館は？―
コミセンか、地域配置か？
□コミュニティセンターに統合か、現在の各地区毎（市街地は東西南北）か？

職員参加の行政改革
行　政

1973（昭和48）年12月
―実態・要望・対策―（松本市教育委員会）
『公民館の条件整備をどう進めるか』資料
館長・主事会／教委、社教委、公運審委と懇談

1974（昭和49）年6月発足
公民館制度研究委員会
1. 公民館の実態分析・条件整備のあり方等研究
2. 委員は教育委員会が委嘱する。（計15名）
館長・補佐3名、主事5名、社会教育課4名
3. 事務局は社会教育課。招集は委員長がする。
4. 委員会と各会での問題提起事項の確認・反映
5. 教育委員会へ報告→社会教育委員会議へ諮問

1974（昭和49）年12月
第1次報告
1. 住民がきずく松本市の公民館
2. 松本市の公民館条件整備の道
◆配置 ◆職員体制／主事 ◆設備（器具・機材）

1976（昭和51）年3月
第2次報告
1. 館長制度の改善

1977（昭和52）年3月
第3次報告
1. 施設の整備（地区館）
2. 町内公民館のあり方
町内公民館の手びき発刊

公民館改善闘争
市　職

1973（昭和48）年12月
公民館実態白書 刊行
松本市公民館主事会・市職労自治研部
1. 公民館体制
2. 施設・備品・機材
3. 職員の勤務実態
4. 公民館予算／経費

市職執行部との検討

1974（昭和49）年12月26日
要求書提出／主事会
1. 労働条件の改善
2. 専門職としての確立
3. 増員

（団交・要求書回答）

1975（昭和50）年2月16日
要求書再提出／主事会
1.　時差出勤・代休制
2.　専門職の確立

住民運動と連帯
市　民

「中央公民館を考える会」準備会
青年サークル協議会（社会教育を語る主事会）を中心に

1974（昭和49）年10月
各団体へアンケート

1974（昭和49）年11月7日
中央公民館を考える市民集会

1975（昭和50）年8月
『松本の住民運動と住民の学習』発刊
まつもとの社会教育を語る会編
◆障害者・部落解放・公民館づくりなど27編の住民運動レポートを収録
―第15回社会教育研究全国集会（長野県山ノ内町）

1976（昭和51）年5月
公民館主事の専門職化
専門職員「公民館主事」（社教主事有資格者）として、松本市公民館条例・規則の中に位置づく

1981（昭和56）年
＜第3次基本計画＞
住民に身近な・・・
22館構想（地域配置論）
□現存施設の整備・拡充
□市街地、東西南北に設置

79（昭和54）年　あがたの森開館
82（昭和57）年　北部公民館開館
84（昭和59）年　西部公民館開館
87（昭和62）年　南部公民館開館

［未審議検討テーマ］
① 公民館の予算
② 公民館の施設（中央公民館担当地域）
③ 住民参加制度（公運審・5部門委員）

地区公民館整備から地区的関係施設整備へ
身近な公民館22館
市街地（旧市）5館…中学校区
周辺部（新市）17館…旧村単位
＋
地域体育館・運動広場・図書館分館・児童館・老人福祉拠点（ひろば）

松本らしさの「生涯学習計画づくり」 —5 年がかりのゆっくり討議— ②

公民館及び関係職員による研究・調査と試行錯誤の時期
89～91（平成元年～3）年度

懇話会委員／市民の徹底討議と提案づくりの時期
92（平成 4）年度

地域・市民の討議と構想策定の時期
93（平成 5）年度

1989（平成元）年 8 月
教育委員会に担当課／担当者配置
■教育委員会関係係長の準備会発足
■庁内における関係事業調査

1988（昭和 63）年 10 月
生涯学習研究小委員会発足（公民館主事会）
■主事会有志 8 名による自主研究・検討組織

1990（平成 2）年 5 月
生涯学習プロジェクトチーム発足
■教育委員会若手職員 16 名
（生涯学習研究小委員会主事 8 名）

1990（昭和 63）年 10 月
「生涯学習研究小委員会」＜第 2 次報告＞
① 国の生涯学習政策の展開と県・市の動き
② 松本市の公民館活動の広がりと深まり
③ 市民の学習機会の動向
④ 市民の学習に対する意識
⑤ 松本市の生涯学習推移のポイント
⑥ 松本市の生涯学習推進体制への提言

■なぜ、いま生涯学習か
国際的な流れ、国内・県内の動き、松本市の状況、時代的背景の研究
■松本市生涯学習計画づくりの視点
■松本市生涯学習基本構想の柱
——○理念（考え） ○行政の役割 ○具体的な学習活動
91(H3)年 5 月「市民意識調査」の実施
（市民 2,000 人を対象）
91(H3)年 7 月「生涯学習施設調査」
（委託調査）

松本市公民館運営審議会

1990（昭和 63）年 10 月
「生涯学習時代における松本市公民館のあり方」について諮問
———4 部会方式による集中討議（各部会／公運審委員と小委員会公民館主事 2 名
① 公民館の果たしてきた役割と位置づけ
② 松本市公民館の現状と課題
③ 公民館の目指すべき理念
④ 住民主体の生涯学習とは何か

1990（平成 2）年 5 月
松本市生涯学習推進本部の設置
（本部長は教育長とする）

1991（平成 3）年 4 月 30 日
「生涯学習時代における松本市公民館のあり方」＜中間答申＞
■『住民主体の原則』（教育の独自性、公共性、地域性）
——— “住民の、住民による、住民のための公民館”
■『生涯学習権』（学習権の意義と位置づけ）

—松本らしさの生涯学習計画—
『市民の住民運動・地域活動のなかに生涯学習の課題が！』
■市民が主役（生涯学習計画の中身を創る）
■行政は支え （市民の生涯学習計画の条件整備）
住民参加の生涯学習計画づくり

社会教育実践集
松本の学び根っこワーキング
—松本市公民館主事会編—
■147 事例，930 ページ，2 分冊
■住民の草の根学習、地域・町づくり活動の掘り起し
○住民主体の社会教育の蓄積
○身近な地域社会教育施設
○すべての住民の学習権保障

1991（平成 3）年 8 月
「社会教育研究全国集会」＜松本集会＞
———『住民運動の交流集会』———
■住民主体の手づくり集会（長野県実行委員会、世話人）
■地域で取り組まれている住民運動に学び
ほんものの生涯学習の課題を探る集会
■中身は住民、器（裏方）は職員

1992（平成 4）年 1 月
松本市生涯学習推進懇話会発足

■肩書きにとらわれない多分野にわたる市民 20 名（女性 8 名、29～76 歳）
■市民の学習・地域活動実践者を交えての「分科会共同討議」
懇話会委員（4 名）とプロジェクトチーム（職員 3 名）が各分科会を構成し、各分野の市民の学習・まちづくり活動を掘り下げ、その活動から学ぶなかから、テーマ毎に、①テーマ設定の理由 ②学習事例 ③問題点・課題 ④市民の役割としてまとめる ———主事会編『松本の学び 根っこワーキング』を参考資料にして
□第 1 分科会 人権 平和 国際化 (7) ◆全体会・分科会 88 回
□第 2 分科会 幼児 青少年 成人 高齢者 (7) ◆分科会討議の学習実践事例（参加団体・機関）108
□第 3 分科会 環境 くらし 健康 スポーツ (6) ◆分科会討議参加者（懇話会委員・職員・市民）
□第 4 分科会 福祉 ボランティア (8) 延べ 922 人
□第 5 分科会 地域づくり 地域文化 (9)

＜松本市の「生涯学習構想」＞
「ずくだせ ZUKUDASU まつもと ——学びの森づくり——」
第 1 部 「市民の生涯学習宣言」 みんなで育てよう 学びの森
第 2 部 「市民の学習行動計画」 学びから生きがいづくり まちづくり
第 3 部 「行政の条件整備計画」 市民がつくり 行政がささえる

1993（平成 5）年 1 月 31 日
「松本市公民館研究集会」
＊市民の主体的参加参画
＊市民と実践に学ぶ集会
■各分野にわたる分科会（10 分科会）
■分科会運営委員の構成（市民と関係職員）
■研究集会記録集の発刊（社会教育実践集）

1993（平成 5）年 3 月 15 日（松本市長へ）
『提言書』策定／提出
～松本市生涯学習推進計画づくりにむけて～
○第 1 部「市民の生涯学習宣言」
○第 2 部「市民の学習行動計画」（37 テーマ）

1993（平成 5）年 4 月～
—生涯学習プロジェクトチーム—
第 3 部「行政の条件整備計画」づくり
［31 テーマ］①市民が望んでいること ②本市の状況 ③今後の課題 ④今後の方策
———懇話会提言「行政への役割」をもとに、行政各課職員との調整、検討

1993（平成 5）年 7～8 月
「松本市生涯学習基本構想／素々案」作成
生涯学習推進本部＜幹事会／本部会＞

1993（平成 5）年 8 月～
「生涯学習フォーラム」開催（5 分科会）

—市民のなかでの幅広い議論の展開—
■各分科会の市民集会
■社教委、公運審、図書館協・・・ほか
■地域懇談会（地区公民館を中心に）
■その他

1994（平成 6）年 3 月～
—学びの森づくりをめざして—「松本市生涯学習基本構想」策定
［松本市生涯学習資料編］ 「松本市生涯学習推進懇話会の提言」
—ずくだせ ZUKUDASU 学びの森づくり— 「松本市生涯学習プロジェクトチームの報告

身近な地域からの視点と発想 —いま、動き出す地域— ③

1993（平成 5）年 3 月
『松本市老人保健福祉計画』
＜松本市長寿社会対策懇談会＞

1992（平成 4）年 3 月
—松本市婦人行動計画—
『女性プランまつもとⅡ』
＜松本市婦人問題懇話会＞

1994（平成 6）年 3 月
『松本市生涯学習基本構想』
＜松本市生涯学習推進懇話会＞

1994（平成 6）年 11 月
『29 地区福祉拠点事業推進に関する提言書』
第 1 分科会：「条件整備と連携のあり方」
第 2 分科会：「相談と安心のネットワークづくり」
第 3 分科会：「主要事業の展開」
———29 地区福祉拠点事業推進研究会———
・首長部局：1 名　・福祉関係：5 名　・保健婦：4 名
・社　協：3 名　・教委事務局：4 名　・図書館：1 名
・出張所：2 名　・給食ｾﾝﾀｰ：1 名　・体育課：1 名
・公民館：3 名　・看護婦、作業療法士：2 名　計 27 名

1995（平成 7）年 3 月
『まつもと男女共生市民会議』
＜設立準備発起人会スタート＞

1994（平成 6）年 7 月～
学びの森いんふぉめーしょん
（学習情報の提供：全戸配布）

1995（平成 7）年 9 月
まつもと男女共生市民会議設立
■個人（男・女）・団体・企業・市民に限らず入会が可
■男女共生社会実現に向けた、様々な課題を研究（部会式）

1995（平成 7）年 3 月
「学びの森を生きる」発刊
———松本の生涯学習記録
■7 人の記録誌刊行委員（市民）
■「記録誌」・・・41 人の証言者

福祉づくりの『松本システム』
地 区 福 祉 ひ ろ ば
■身近な地域からの視点と発想
「ニーズの把握」「迅速な解決」「住民の参加」
■「自助／公助／共助」の調和
■「住民」と「職員」の協同
［地区（常駐・担当）職員プロジェクトチームと住民協議会］
■地域づくりの発想に基づく福祉づくり（「暮らしの質」）
■「保健」「福祉」「医療」「生涯学習」の統合

1995（平成 7）年 12 月
松本平における活動実践から
学びと歩みのハーモニー：発刊
「人権・平和・国際」「教育」「女性問題」「自然環境」「福祉・ボランティア」「健康・スポーツ」「生活・文化・地域づくり」の 7 分野にわたる 110 の女性の学習・運動実践
——おんなの学びと実践と協同——
松本市婦人のつどい実行委員会

199?（平成?）年?月
松本市公民館の・・・
『制度研究報告書』発刊間近！
Ⅰ　松本市公民館のあゆみと理念
Ⅱ　松本市公民館の組織
Ⅲ　特徴ある活動・実践事業から
Ⅳ　今後の展望と課題
公民館主事会／制度研究小委員会：編
「活動そのものが“学習の場”」
「公民館の課題の共有化」

福祉と生涯学習は
身近な地区自治で

松本市公民館研究集会

■各分野にわたる分科会構成（10 分科会）
■分科会運営委員の企画（市民と関係職員）
■集会記録集の発刊（住民の社会教育実践）

1 人権・平和
2 健康づくり
3 地域福祉とボランティア
＜課題別分科会＞
7 団体サークル
8 親子サークル
4 地域文化と地域づくり
5 自然・環境
6 公民館委員
9 学校・地域・子ども
10 青年

地区公民館の動き（22 館→29 館）

本　郷
『住民がきずく公民館をめざして』
～地区住民の本音の語りあい～
公民館を語る会
・自主企画の持込
・企画の提案
・調査、研究するグループづくり
・企画、活動、人材の情報センター

中　山
みんなで掘り起し
そして、磨こう
中山の 10 の宝
と中山づくりの構想
「のんびり村」中山の元気印の住民が、月 1 回の語り合い（学習）から生まれた『中山おこし』・・・！

神　林
福祉のまちづくり
～地域の“人”がひとつになって～
すこやか健康教室
「福祉のまちづくり」担当職員会議
『福祉ふ談義』

連携

地域施設の連携
地区公民館・地区福祉ひろば・児童館・児童センター・地域体育館・運動広場・小学校・保育園・出張所など

地域づくり職員の連携
出張所職員・公民館主事・保健婦・ケースワーカー・保母・ホームヘルパー・地区福祉コーディネーター

地域団体・住民の連携
町会・町内公民館・公民館委員・地区社協・民生委員・保健補導員・食生活改善協議会・ボランティアの会

＜情報交換＞　＜連　携＞

町内公民館の動き（378 館）

浅間第 5 町会
浅間温泉地域をひとつに活発な活動
一人ひとりの声を大事に支え合い
「輝きの会」
＜ボランティア＞
話題満載
第 5 町会ニュース

大庭町会
出来ることから
はじめよう～ヨ
「かぶらの会」
隣近所のお付き合い
ちょっとした声かけから・・・
支え合いの心が育まれています！

蟻ヶ崎西町会
地域がひとつの
家庭の役割を！
「蟻の家づくり」
蟻ヶ崎西区公民館
男性と女性が共につくる
新しいふれあいのまちづくり

元町上区町会
こんな運動会・・・
他にはないよ！
オラの町の運動会
町のひと全員が、何だかんだ役割を本番は全員で楽しんじゃう！
～昼は健康、夜は仲間づくり～
子どもも一緒に「夜の運動会」

松本市町内公民館館長会
（中央公民館）
- 町内公民館長の研修
- 町内公民館の連絡調整
- 話題・情報提供

行政の条件整備・醸成
（社会教育課）
＜町内公民館整備補助金＞
①土地・建物・借上補助
②福祉関連整備工事補助